

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 53(行ツ)123	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	土地地積更正登記取消	原審事件番号	昭和 52(行コ)84
裁判年月日	昭和 54 年 3 月 15 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 7 月 19 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 126 号 253 頁		

判示事項	土地地積更正登記につき当該土地の隣接地の所有者がその取消を求める法律上の利益の有無
裁判要旨	土地地積更正登記につき、当該土地の隣接地の所有者は、その取消を求める法律上の利益を有しない。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人野口敬二郎、同原島康廣の上告理由について <u>上告人が本件更正登記の取消を求める法律上の利益を有するものではなく本件訴は不適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原判決を正解しないか又は独自の見解に基づいてこれを非難するものであつて、採用することができない。</u> よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 藤崎萬里 裁判官 団藤重光 裁判官 本山亨 裁判官 戸田弘 裁判官 中村治朗)	

※参考：判例タイムズ 397 号 65 頁、判例時報 926 号 39 頁、金融商事判例 574 号 34 頁、
不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO351 頁